

申請をお忘れなく

児童手当～現況届の提出を～



問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3451 各総合支所市民福祉課(福祉課)

●●●支給内容●●●

対象 中学3年生まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

支給額(児童1人当たりの月額)

対象となる児童		児童手当 (所得制限 限度額未満の人)	特例給付 (所得制限 限度額以上の人)
3歳未満		1万5,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・ 2子	1万円	
	第3子 以降	1万5,000円	
中学生		1万円	

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人以上	1人につき38万円 を加算した額	—————

※所得には老人扶養や医療費控除など一定の控除があります。

支給時期 原則として、6月、10月、翌年2月にそれぞれの前月分までを支給

●●●6月中に必ず現況届の提出を●●●

児童手当の受給対象者には、6月上旬に「現況届」を送付します。現況届は毎年6月1日の状況を届け出ることによって、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。提出がなければ6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず期限までに提出してください。

提出書類 児童と別居している場合など、必要に応

じて津市から送付する「現況届」に、必要書類を添付して提出してください。

※健康保険証の写し、所得課税証明書、住民票の写しは、マイナンバー制度の情報連携により、原則不要です。

提出期限 6月30日(火)

●●●変更があったときは届け出を●●●

次のような場合は、必ず届け出をしてください。

- 他の市区町村に住所が変わるとき
- 子どもが生まれた場合など、児童の数に変更が生じたとき
- 児童を養育しなくなったとき

- 婚姻などで生計の中心者が変わったとき
- 公務員になったとき
- 単身赴任などで児童と別居することになったとき
- 受給者が死亡したとき

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、児童手当を受給している世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付する「子育て世帯への臨時特別給付金」を、6月15日(月)に児童手当受給口座へ振り込みます。なお、この給付金の申請は不要です。

市内に在住の公務員の人は申請が必要です

給付金を受給するためには、勤務先で児童手当の支給対象者である証明を受けた上で、こども支援課へ申請する必要があります。申請方法など詳しくは、勤務先へお問い合わせいただくか、津市ホームページをご覧ください。7月15日(水)から順次給付する予定です。

受付開始日 6月1日(月)

締め切り 11月30日(月)

